

# 国労とJR貨物会社が和解!

## いまこそ組織的反転攻勢に決起しよう!



(組合員の購読料は) 組合費に含まれます

港区新橋5-15-5 交通ビル

国労東日本本部  
発行責任者 伊藤秀樹  
編集責任者 伊藤隆夫

No. 672 定価 20円

2008年

5月 19日

### 貨物和解特集 もう一人の仲間を国労に



JR発足以降の「配転、昇進、期末手当、国労バッジ」などに対する差別問題で労働委員会において争われていた事件について3月27日、国労とJR貨物会社は中央労働委員会の一括和解をしました。

これにより、2006年11月のJR東日本会社一括和解に続く今回のJR貨物会社との一括和解により、中労委に係争されている事件は、JR九州配属差別事件だけとなりました。

今号は、貨物和解特集号としました。

次への運動の構築に向け和解の趣旨を徹底しましょう!

本年3月27日、中労委

に於いてJR貨物の「配転、昇進、期末手当2%差別及びバッジ等7事件」の一括和解が成立しました

この間、2007年3月に中労委から「和解による紛争解決」を図ることが提起されて以降、組合側として検討を深めるとともに、2007年5月30日に開催された中労委・第1回調査において「和解によ

り紛争解決を図ることに異論がない」「これまでのことをリセットし、正常な労働関係の確立に向け協議に臨む」旨の態度表明を行いました。第1回目の調査期日以降、組合側は、不当労働行為救済申立者に限定せず、職場における未解決・懸案事項等についても協議を通じ解決の道筋を切り開

き、2007年5月30日に開催された中労委・第1回調査において「和解による

### 将来展望を見据えて

貨物東日本協議会の見解

今回の一括和解で国労組合員が差別感を感じない職場を作っていくためにはならいし、将来展望を国労として見据えた和解とを考えています。

和解を受けて今後貨物東日本協議会の闘いとしては、国労の最重要課題の一つでもある組織強化拡大であります。今の国

く観点から、具体的な職場実態調査などを踏まえ「日本鉄道貨物(株)との和解にあたって」を提起してきました。

和解協議は、この20年余にわたる根強い不信感などを反映し、双方のつばぜり合いが展開されました。その一方、和解協議を背景にJR貨物は、組合側が提起した懸案事項に対する人事異動が関西支社で実施されるなど、一定の人事異動に関する変化の兆しが生まれてきました。同時に、昇進試験や昇格の発令にも同様の変化の兆しが生まれてきました。こうした変

ります。その事を組合員が認識共有し、将来の国労運動に他労組及び新規採用者の皆さんが国労の組合員と共に労働条件等を改善しJR貨物で安心して働けるように一緒に歩んでいく為にも他労組・新規採用者の方々に国労に加入していただく。

それには、労使共に和解の趣旨等を十分に周知徹底する、させることが今後の課題の一つと考えているところです。

公正に行う」ことを双方が確認しました。このことは、JR貨物が事実上「一企業一組合論」を放棄したものであり、もはや国労組合員に対する差別は許されません。

今後、JR貨物に対して、和解の趣旨及び勧告書・確認書に基づき、その誠実な履行を求めるとともに、現業機関に至るまで周知徹底を図ることが何よりも求められています。

要求実現、正常な労使関係確立の力、原動力は、組織の拡大です。いまこそ組織的反転攻勢に決起しよう。

拡大であります。今の国労の状況では団塊の世代が退職してしまえば組合員が半減することは目に見えており、一定の数の組合員がいる間に何とかしなければなりません。

分割民営化以降新規採用者は貨物労に全員加入させられてきたそのシステムを今回の一括和解で一定の歯止めをかけつつある。この兆し等を踏まえ、中労委は、本年3月27日に開催された第11回調査において、労使双方に対して「和解勧告・確認書」を提示してきました。組合側は、今回の和解は20年余にわたって闘ってきた中間的到達点と位置付け、引き続き差別・格差是正、公平・公正な人事運用の実現、正常な労使関係確立に向け全力を尽くすことを確認し、受諾する旨を明らかにしました。

今回の和解に際し「良好な労使関係の確立に努力する」「人事・労務管理に当たっては、公平・

# 「人事・労務管理に当たっては、なごを 確認！」 公正・公平に行う」

## 勸告書

当委員会は、日本貨物鉄道株式会社（以下「会社」という。）と国鉄労働組合（下部機関のエリア本部、地方本部、支部、分会及び申立組合員並びに利害関係人全国貨物協議会を含む。以下「組合」という。）とが、正常かつ良好な労使関係の確立が不可欠であることを深く認識し、労使関係の健全な発展に努めることが重要であるとの観点から、別表1ないし3記載の中央労働委員会係属事件、東京地方裁判所係属事件及び東京都労働委員会係属事件（以下「本件事件」という。）について、下記により和解することを適当と認め、和解を勧告する。

## 記

- 1 会社と組合は、本和解の趣旨、経過及び別紙「確認書」（以下「本和解の趣旨等」という。）を踏まえ、本件事件に係る紛争を一括して解決し、未来志向を基礎とした健全で良好な労使関係の確立に努力する。
- 2 組合は、本和解の趣旨等を踏まえ、会社の健全な発展に寄与する諸施策については、協力していくとの基本的立場に立ち、真摯に会社と向き合うことを確認する。
- 3 会社は、人事・労務管理に当たって

は、本和解の趣旨等を踏まえ、公平・公正に行う。

- 4 会社と組合は、平成19年度の昇職試験及び昇格の結果を評価するとともに、このような結果が今後とも維持されることを期待する。
- 5 会社は、本件事件を一括して解決し、今後の健全で良好な労使関係の確立に資するため、組合に対し、解決金を支払う。
- 6 会社と組合は、今後、労働組合法及びその他関係諸法令を遵守し、労働協約の精神に則り、相互の権利を尊重し、誠実に義務を履行して、労使紛争が生じないように努める。
- 7 会社と組合は、本和解の趣旨等について、全職場に十分に周知徹底を図ることとする。
- 8 会社と組合は、別表2記載の東京地方裁判所係属事件の訴えを取り下げる。
- 9 組合は、別表3記載の東京都労働委員会係属事件を取り下げる。
- 10 会社と組合は、本件事件に関し、以後争わないこととする。

平成20年3月27日  
中央労働委員会

- 審査委員 渡辺 章  
参与委員 溝上 一生  
参与委員 是松 恭治

## 声明

本日3月27日、中労委において貨物係争事件についての和解が成立した。これによって私たちが労働委員会の場で20年もの長きにわたり係争してきたJR各社との労使紛争がほぼ解決し、JR発足22年目という節目に名実共に「健全かつ正常な労使関係の確立」に向け、大きな一歩をしるすこととなった。

申立てから今日まで、すでに退職された組合員をはじめ、粘り強く奮闘されてきた組合員、そして地方機関の皆さんに心から御礼と感謝を申し上げますとともに、今回の和解の環境づくりのためにご尽力をいただいた中央労働委員会をはじめ、関係各位に衷心より御礼を申し上げます。

今回の和解にあたって、国労はJR貨物会社との間で「①会社と組合は、本件事件に係る紛争を一括して解決し、未来志向を基礎とした健全で良好な労使関係の確立に努力する。②組合は、本和解の趣旨等を踏まえ、会社の健全な発展に寄与する諸政策については、協力していくとの基本的立場に立ち、真摯に会社と向き合うことを確認する。③会社は、人事・労務管理に当たっては、本和解の趣旨等を踏まえ、公平・公正に行う。④会社と組合は、今後、労働組合法及びその他関係諸法令を遵守し、労働協約の精神に則り、相互の権利を尊重し、誠実に義務を履行して、労使紛争が生じないよう努める。」ことを旨とする中労委の勸告書を労使双方で確認した。

もとより基幹的輸送にとつて安全・安定輸送の確立と利用者へのサービスの向上

は、労使が立場の違いを超えて取り組むべき課題であり、そのためには、双方の努力によって社員が誇りと信頼を持てる職場を確立することが不可欠である。

また同時に、地球規模で進む環境破壊の温暖化が叫ばれる今、鉄道貨物輸送を社会的使命とする良識ある企業として、JR貨物会社は当然のことながら法令を順守し、コンプライアンスを確立することが内外から厳しく問われている。

私たちは今回の和解成立を機に、国労組合員が「不公平感」を感じることのない「健全かつ正常な労使関係」を確立するため、JR貨物会社が不転の姿勢で臨むことをあらためて強く切望するものである。

私たちは、これまで十数回にわたる中央労働委員会での貨物係争事件の和解協議を通じて相互に確認することができた到達点、そして醸成されてきた信頼関係を機軸としながら、会社の健全な発展のために労働組合として主張すべきは主張し、社員が働き甲斐のある企業風土を構築するため全力をあげることがここに表明するものである。

今回の「和解成立」にあたり、健全かつ正常な労使関係を築くため、私たちを支援、ご尽力いただいた関係者に御礼申し上げ、国労は残された最大の課題であるJR不採用問題の政治的・全体的解決実現に向けて組織の総力をあげて闘う決意をここに明らかにする。

2008年3月27日

国鉄労働組合

国労貨物係争事件弁護団

# 確認書

会社と組合は、今後の労使関係の正常化を図る観点から、本和解の趣旨、経過等に関し、以下のとおり、確認する。

## 第1 基本的考え方について

組合は、和解協議に当たって、次の基本的態度を表明した。

- ① 鉄道貨物を取り巻く環境や未来は決して暗くはないという現状を見据え、新しい流れを積極的に取り入れるために、労使が力を合わせるにより、未来志向の労使関係を築きたい。

② 組合本部がこれまで会社と正面から向き合ってきたことを謙虚に自覚し、今後は組合本部として会社との労使関係に積極的に関与し、また責任を持って対応することによって、会社の組合に対する不信感の払拭に努める。

会社は、未来志向を基礎とし、健全な労使関係の確立を軸として和解協議を進めることに異存はないと表明した。

また会社は、組合が民間会社であることを認識し、その発展のために協力することを基本的な態度とし、全国貨物協議会（以下「貨物協」という。）も同様の考え方で対応することが重要であると主張し、貨物協も和解協議の実質的な当事者として責任を持って参加することを求めた。

組合は、安全・安定輸送を確保し、企業の健全な発展につながる会社諸施策には協力していくとの基本的立場に立ち、労働組合として主張すべきは主張しつつも、真摯に会社と向き合うこと及び貨物協も組合本部の指導の下に一体となって対応することを表明した。

また会社は、業務上の必要に基づき、やむを得ず予定外の勤務をしてもらうこともあるが、相互の信頼関係のためにも協力してもらいたいと要望した。

組合は、会社の要望は杞憂に過ぎないものと考えられるが、組合としては今後も、必要かつ適切な対応を行うと回答した。

## 第2 協議要望事項について

組合は、個別の協議要望事項に関し、これらの問題が全て解決されなければ和解できないということではなく、和解に至る過程において、実質的に解決できるものは解決するよう双方が努力することにより、信頼感が醸成され、こうしたプロセスによって和解の意思が形成されることが最も重要であるとの認識を示した。

会社は、会社と組合の認識に基本的に対立しているものは

ないが、労使双方に努力する余地は残されており、将来に向かって実質的に努力しなければならないと表明した。

組合は、和解協議を重ねていく中で、会社として一定の判断が出されているという趣旨は受け止められることを表明した。

### I 公平・公正な人事運用について

#### 1 配置転換について

- (1) 組合は、配置転換に当たっては、組合間で偏りがなく、一定のルールに基づき均等に処遇していただきたいと要望した。

会社は、基本的に、公平・公正に人事を運用することに異存はなく、その実現に努めるが、人事運用は、各個別事実において、それぞれの関連事情を総合的に考慮せざるをえないから、一定のルールを設定することは困難であると回答した。

組合は、重ねて、人事異動について一定のルールを労使間で合意し、協約化を図ることが望ましいと考えていると主張した上で、他系統、長距離配転、単身赴任を含むなどの人事異動が生じる際は、労使双方が誠実に協議を行い、一定の労使合意を得る努力を行うべきであると要望した。

会社は、改めて、人事異動については、点在する各現業機関の要員需給を勘案し、社員の能力、技術レベルなどを考慮して実施することになるので、一定のルールを設定することは困難であるし、他労組関係についても同様に取扱いしているとした上で、個別の事案が生じた場合は、人事異動の必要性が理解されるよう努力すると回答した。

(2) 組合は、配置転換に関連した人事異動希望者を示した上で、これらの者について、本人の技術力又は通勤事情を考慮し、和解協議期間中に人事異動を検討し、本人希望を尊重し関係支社において対応するよう要望した。

会社は、当該社員の個別事情については把握しており、今後、要員需給等の状況を総合して対応していくことになると回答した。

組合は、一部の者について、これまでの間に既に実現していることを確認した。

#### 2 昇職・昇格について

- (1) 組合は、昇職・昇格に係る昇進制度の運用に当たっては、公平・公正に行うことを要望した。

会社は、昇職・昇格に係る昇進制度の運用に当たって、基本的に公平・公正に行うことに異存はないと回答した。

(2) 組合は、昇職試験の運用について、次の事項を要望した。

- ① 不合格者に対して、一次試験の結果（点数）及び二次試験の結果（評価の詳細）等、本人が納得する説明を行うこと。
- ② 各昇職試験の受験者数並びに一次試験及び二次試験の合格者数を、各支社ごとに公表すること。
- ③ 各昇職試験の一次試験後、できる限り早い時期に、各支社ごとに模範解答を公表すること。

会社は、昇職試験の結果を人材育成や指導の材料にすることは考慮の余地もあつた上で、試験結果の取扱いについては、従来各支社を中心に試験を実施してきたことは周知のとおりであるが、全社的にその運用の公平・公正を期するため、現在、関係事項を審議中であり、組合の要望についても、その現実的妥当性をよく検討すると回答した。

組合は、改めて、次のとおり要望した。

- ① 今後、昇職試験については、本社が公平・公正を期すため統一的に運用を図る考え方で検討されたい。
- ② 現在審議中の関係事項（検討項目など）について可能な限り考え方を示されたい。
- ③ 関係事項の審議に当たっては、組合の要望事項についても、審議されたい。

会社は、昇職試験のあり方については、今回の協議経過も検討材料として、様々な角度から検討すべきことと考えていると回答した。

組合は、19年度昇職試験の結果が、和解の土俵を作っていくための前進的な状況であると理解することを表明した。

(3) 組合は、昇格の取扱いについて、他労組組合員との間で在職経過年数の扱いに関して強い差別感があり、今後の改善を要望した。

会社は、昇格は、これまで同様、昇進規程に基づいて取り扱っていくこととなるが、今回の協議経過も考慮して、さらに厳正に取り扱っていくと回答した。

組合は、19年度昇格の結果を、会社の前向きな姿勢として理解することを表明した。

### II 適正な労務管理について

- (1) 組合は、人事考課をはじめとする労務管理に当たっては、適正に行うことを要望し、会社は、異存はないと回答した。

(2) 組合は、新規採用者の情報等の取扱いについては、法令を遵守し、組合間差別は行わないことを要望し、会社は、異存はないと回答した。

(3) 組合は、支社主催の新規採用者を対象とした集合研修において、「トレーナー」を介した組合勧誘が行われるような状況とならないようにすることを要望した。

会社は、集合研修は、新規採用者が会社の施策をよく理解し、その実施、発展に寄与しようとする適当な人材を選任して担当させているものであり、組合加入の問題とは無関係であるが、誤解が生じないように留意したいと回答した。

組合は、重ねて、集合研修及びトレーナーの取扱いについて、今後公平性をより明確にするために、どのような方策を検討しているのかを示すよう要望した。

会社は、改めて、集合研修において、本来の目的から逸脱することがないようにすると回答した。

### III 労使間における意見交換の場の積極的活用について

組合は、次の事項を要望した。

- ① 各支社の経営協議会は四半期ごとに定例開催すること。
- ② 重要な会社施策に係る問題については、基本的に協力する立場からも、正式に提案される前に、協議を行っていただきたい。

会社は、経営協議会は、開催回数に異同はあるが、従来も各支社ごとに開催されているところであり、労使間における意見の交換は、会社施策の実施に当たり促進することが好ましいが、いずれにしても今後における労使相互の信頼関係の発展に依存するところが大きいと考えたと回答した。

組合は、経営協議会については、すでに各支社において定例開催されていることを確認するとともに、本社段階において「3月ダイヤ改正」に関する事前協議が行われており、労使相互の信頼関係の発展を醸成していく観点から、引き続き、ダイヤ改正等全国的な施策については、本社及び支社段階においても事前協議を行うよう要望した。

会社は、改めて、労使による意見交換については、本社・支社段階において実現するよう努めるが、実現のためには双方の信頼関係によるところが大きいと考えていると回答した。



関東 4月19日 東北 4月27日

# 「貨物係争7事件」一括和解の報告集會を開催 和解の趣旨・内容の徹底を！！

## 関東報告集會

4月19日に全国生衛会館において、2008年3月27日に中労委の場において国労本部と貨物会社の間で「貨物係争7事件」一括和解が成立したことで関東支社内の各地方代表・協議会・分会3役を招集して70名が結集し報告集會を開催しました。

報告集會は、高野書記長の司会で始まり主催者代表の伊藤委員長挨拶を受け、中央本部の濱中書記長から「中労委におけるJR貨物和解の到達点と今後の展開について」報告・提起がされ、意見交換が行なわれました。各組合員から①報告書の内容について組合員に報告するの徹底す

変、②報告書について、会社の考え方、組合として協力して行かなければ全体的に運動が停滞して行くのではないか。③今後、これからの闘いの指導、取り組みが大変であり現場への取り組み闘いが重要となってくる。等、10名からの本部に対しての発言があり、本部としても今後、「健全かつ正常な労使関係」の確立に向け和解の趣旨等を踏まえ、双方で報告書を履行することが求められる事から、本日以降、各職場での意思統一・組合員に徹底することを願ひし、来週以降、各支社に対し申し入れ等の取り組みを行なっていくこととし、本集會を終了しました。

## 東北報告集會

4月27日に盛岡地本会議室において、「貨物係争7事件」一括和解の東北3地本に対する報告集會を開催し、各地方代表・東北協議会・分会代表が結集しました。集會では、高野書記長

の司会で始まり、主催者代表の伊藤委員長挨拶を受け、中央本部から田中副委員長と全貨協の笠井事務長が出席し、田中副委員長から「中労委におけるJR貨物和解の到達点と今後の展開について」報告・提起がされ意見交換が行われました。8名の組合員から①昇進試験での合格者がかつてなく合格している点では評価できるが、和解協議中にも遠距離配転が行われており、この配転でも公正・公平な人事運用とは思えない。和解がよかつたのか疑問がある。②春闘や一時金闘争の足かせにならないのか。③自動昇格制度では、是正がおこなわれたとは感じられない。④構造矛盾について会社の認識とズレがあるのではないか。⑤和解の位置づけについて

がん予防・検診から治療まで、とことん支援！  
がん予防検診から治療まで、とことん支援！  
がんの予防・検診から治療まで、とことん支援！

健康支援会プラス！  
通院も入院も同額保障に！  
がんの保障・病気・ケガの保障

アベニール 株式会社  
〒105-0004 港区新橋5-15-6 交通ビル3F  
TEL 03-3437-6810 FAX 03-3437-6822

Affac  
アフラック(Affac)は、生命・火災・損害保険の総合会社です。  
東京本社 第三支社  
〒103-0450 東京都中央区本町2-1-1 交通ビル2F  
TEL 03-3344-1889 FAX 03-3344-4036

資料請求したい方やお客様の個人情報の利用目的は、アフラックの各種商品やサービスの案内・提供・維持管理となります。  
〇詳しくは、パンフレットや「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

## 採用差別事件5月期日程

※2008年5月20日(火)～6月3日(火)  
※国労紛争団23名、全勤労争議団5名  
※裁判所、国交省、機関前宣伝・座込み行動、議員への報告など  
※4団体動員強化日:5/21、26、27、28、6/2 ※28は神奈川、横浜中心に動員要請

月 日	時間	場所	内容
5月20日(火)	16:00～	国労本部3階	上京・意思統一
5月21日(水)	8:30～9:30	裁判所前	宣伝・ピラ配布行動
	11:00～	東京裁判所101号法廷	採用差別国労訴訟
	18:30～	文京区民センター	裁判報告集會
5月22日(木)	8:30～9:30	裁判所前	宣伝・ピラ配布行動
	10:00～	国交省・正門前	宣伝・座込み行動
5月23日(金)	8:30～9:30	裁判所前	宣伝・ピラ配布行動
	10:00～	国交省・正門前	宣伝・座込み行動
5月24日(土)	13:00～	JR品川、東京	ピラ配布行動
5月25日(日)	各要請時間	埼玉・大宮駅集合	ピラ配布行動
5月26日(月)	8:30～9:30	永田町第2議員会館前	宣伝・ピラ配布行動
	10:00～16:00	衆・第2議員会館前	宣伝・座込み行動
	10:30～	衆参全国会議員	議員への報告行動

月 日	時間	場所
5月27日(火)	8:30～9:30	永田町第2議員会館前
	10:00～16:00	衆・第2議員会館前
	10:30～	衆参全国会議員
5月28日(水)	10:00～16:00	横浜・鉄道橋前
5月29日(木)	8:30～9:30	西新橋・事業本部前
	10:00～16:00	西新橋・事業本部前
5月30日(金)	8:30～9:30	西新橋・事業本部前
	10:00～16:00	裁判所前
5月31日(土)	10:00～15:00	国労本部→山手線
	各要請時間	各要請場所
6月1日(日)	各要請時間	各要請場所
6月2日(月)	8:30～9:30	裁判所前
	10:00～13:00	裁判所前
	13:00～	裁判所前
	13:30～16:00	裁判所・101号法廷
6月3日(火)	9:00～	全水運会館
	9:00～	国労本部3階